

令和 2 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 3 年 1 2 月
沖縄国税事務所

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について実施しています。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数は40件（対前事務年度比54.8%）と大幅に減少しましたが、真に調査すべき事案を優先して調査を実施し、**非違割合は97.5%と過去10年間で最高となりました。**

○ 相続税の実地調査実績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	73 件	40 件	54.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	70 件	39 件	55.7 %	
③	非違割合 (②/①)	95.9 %	97.5 %	1.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	17 件	3 件	17.6 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	24.3 %	7.7 %	△16.6 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	2,841 百万円	1,557 百万円	54.8 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	636 百万円	81 百万円	12.7 %	
⑧	追徴 税額	本税	462 百万円	233 百万円	50.4 %
⑨		加算税	80 百万円	30 百万円	37.5 %
⑩		合計	542 百万円	263 百万円	48.5 %
⑪	1 実 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,891 万円	3,892 万円	100.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	742 万円	657 万円	88.5 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査等による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査等による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触を実施することより、**簡易な接触件数は112件（対前事務年度比233.3%）、申告漏れ等の非違件数は36件（同156.5%）、申告漏れ課税価格は15億8千6百万円（同237.8%）、追徴税額は1億円（同171.7%）**と、いずれも簡易な接触事績の集計を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	簡易な接触件数	48 件	112 件	233.3 %
②	申告漏れ等の非違件数	23 件	36 件	156.5 %
③	申告漏れ課税価格 ^(注)	667 百万円	1,586 百万円	237.8 %
④	追徴税額	本税	96 百万円	175.6 %
⑤		加算税	3 百万円	104.9 %
⑥		合計	100 百万円	171.7 %
⑦	1 簡 件 易 当 な 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③/①) ^(注)	1,416 万円	101.9 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	89 万円	73.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査等による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査等による増減分)を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

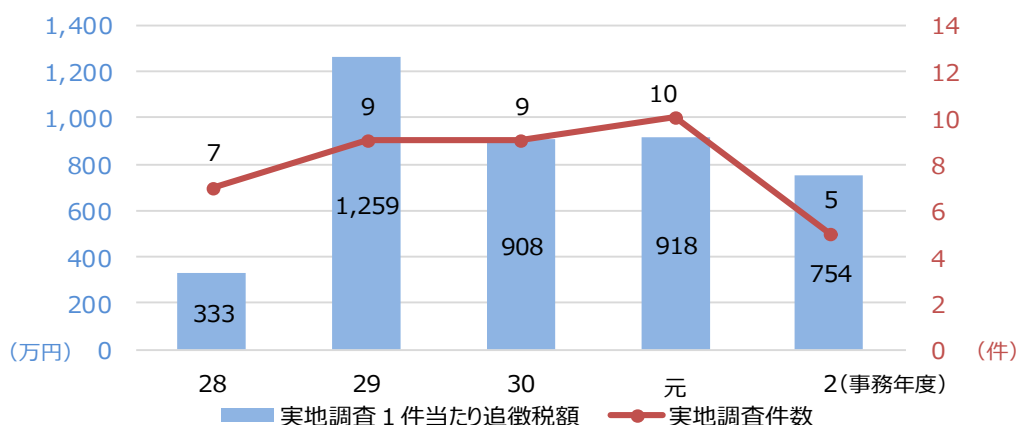
令和2事務年度においては、実地調査件数は5件（対前事務年度比50.0%）と大幅に減少しましたが、**実地調査を行った事案の非違割合は100.0%と過去10年間で最高**（注）となりました。

（注）平成29事務年度以降、非違割合は4年連続で100.0%

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	10 件	5 件	50.0 %	
②	申告漏れの非違件数	10 件	5 件	50.0 %	
③	非違割合 (②/①)	100.0 %	100.0 %	0.0 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,122 百万円	510 百万円	45.5 %	
⑤	追徴 税 額	本税	78 百万円	32 百万円	40.3 %
⑥		加算税	14 百万円	6 百万円	45.1 %
⑦		合計	92 百万円	38 百万円	41.0 %
⑧	1 実 件 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	11,218 万円	10,204 万円	91.0 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	918 万円	754 万円	82.1 %

○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

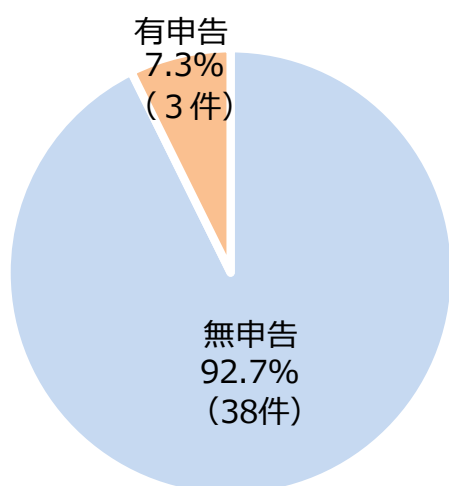
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、実地調査件数は41件（対前事務年度比52.6%）と大幅に減少しましたが、**実地調査を行った事案の非違割合は100.0%と過去10年間で最高となりました。**

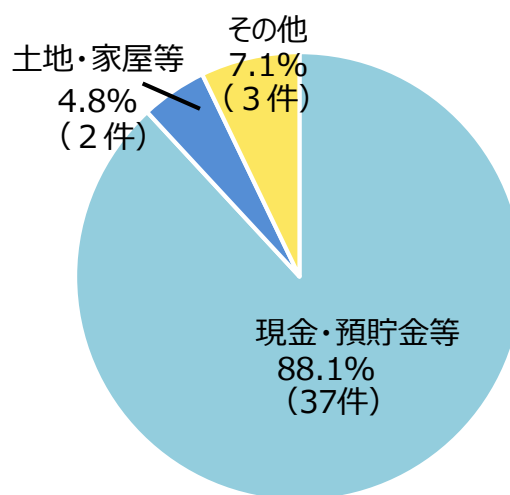
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	78 件	41 件	52.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	75 件	41 件	54.7 %	
③	申告漏れ課税価格	1,299 百万円	174 百万円	13.4 %	
④	追徴税額	704 百万円	39 百万円	5.5 %	
⑤	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (③/①)	1,666 万円	424 万円	25.5 %
⑥		追徴税額 (④/①)	903 万円	94 万円	10.5 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



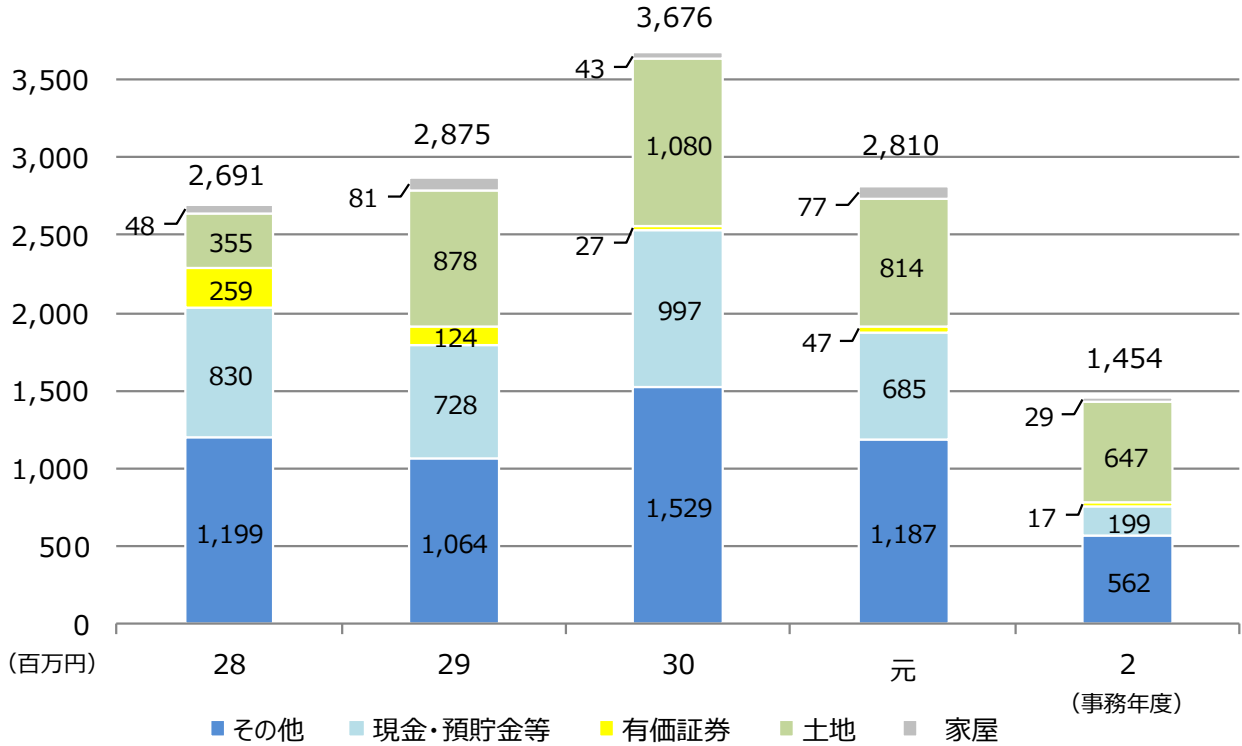
○ 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件として集計しているため、上記「贈与税事案に対する実地調査の状況」の「②申告漏れ等の非違件数」と一致しない。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

